

令和8年2月27日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

液晶ディスプレイモニター、空気圧縮機に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 4件
（うち石油ふろがま1件、ガス炊飯器（LPガス用）1件、ガストーチ1件、石油ストーブ（開放式）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 2件
（うち液晶ディスプレイモニター1件、空気圧縮機1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 15件
（うち凍結防止用ヒーター（水道用）1件、電気ストーブ1件、スチームアイロン1件、オゾン発生器1件、プロジェクター3件、リチウム電池内蔵充電器2件、電気こたつ1件、電子レンジ2件、電気温風機1件、電気掃除機（充電式、スティック型）1件、電動車いす（ハンドル形）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501262	令和8年2月16日	令和8年2月25日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品の電源コードのプラグ及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202501263	令和8年2月11日	令和8年2月25日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202501264	令和8年2月13日	令和8年2月25日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(90歳代)が当該製品を使用中、踏切内で電車にはねられ、死亡した。使用状況も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし